

人権教育推進プラン

平成 17 年 3 年 31 日
池田市教育委員会

I 基本的推進方向

1 人権問題の現状について

昭和 23（1948）年に国連総会において世界人権宣言が採択された後、これまで数十年の間に人権に関する様々な条約が採択されるなど人権保障のために国境を越えた連携がより一層必要となってきた。これまで、我が国においても、日本国憲法の施行後、憲法の保障する基本的人権の確立に向けた各種の法律や制度の整備を進めるとともに、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等人権が尊重される社会の実現に向けた様々な条約を締結するなど、国際社会の一員として具体的な取組みを進めてきた。

しかしながら、我が国においては、今なお、様々な人権問題が存在している。

- 子どもの人権については、仲間はずしやいじめによって、心身が傷つけられたり、時には命にかかわる深刻な状況も生み出されている。また、学校間でのトラブルや暴力行為、喫煙、深夜徘徊など青少年による問題行動や相手の人権を軽んじる行為や事件が後を立たない現状がある。また、家庭における児童虐待や学校における体罰など子どもの健全な成長が阻害される問題が顕在化していることも考えなければならない。
- 我が国固有の人権問題である同和問題は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれ、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきた。しかしながら、依然として、中高年齢層を中心とした不安定就労の問題、若年層における学力低位の問題や進学率の較差などの課題が残されている。また、結婚問題を中心に差別意識が根強く残るとともに部落差別事象が後を絶たないなど、市民の差別意識の解消が十分に進んでいるとはいえない状況にある。
- 在日外国人問題については、それぞれの国の歴史性、異なる文化や価値観を理解し、お互いが尊重し合える社会づくりが必要である。近年国際化の進展に伴い、世界の国々との交流が進み、新たな渡日者も増えている。また歴史的な経緯から、在日韓国・朝鮮人に対しては、差別落書き、暴言・暴行といった悪質な人権侵害や就職差別につながる恐

れのある事象が生じていることも考えなければならない。また、新たな渡日者に対しても、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の人権問題もある。在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重するという内なる国際化が求められている。また、在日外国人については法的地位の向上や民族性の尊重等の課題もある。

- 女性の人権については、男女の平等の実現に向け、男女雇用機会均等法などの各種の法律や制度の整備が図られ、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取り組みが行われてきた。しかしながら、人々の意識や行動、慣習などの中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。
- 障害者の人権については、障害者の完全参加と平等な社会の実現が求められている。しかし、障害者を取り巻く社会環境においては、障害及び障害者に関する正しい理解と認識の不足から、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識の面の障壁などの問題があるなど、障害者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。
- 高齢者の人権については、21世紀に入り、4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えた。一人ひとりが生きがいを持ち充実して暮らすことのできる長寿社会の実現が求められている。しかしながら、高齢者に対する人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じている。

人権問題は、固定的なものではなく日常社会において理解不足や間違った認識、偏見から生じる人権侵害やパソコンやメールを通じた情報機器に伴う個人情報等の流失問題など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。

2 基本的な視点

人権問題を解決し、あらゆる差別のない社会を実現していくために、基本的人権を尊重することの重要性や、人間の尊厳に対する認識が社会に浸透することが重要である。また、多様な価値観を持つ人々が互いに相手の立場を理解し、認め合ってともに生きることやすべての人々が社会に主体的に参加することも重要であり、これらの基礎を培うものとして人権教育を推進していくことが大切である。

人権教育は、21世紀の国際社会の平和と繁栄を築いていくためにも、地球環境保全の取り組みやお互いの異なる文化を理解し、認め合ってともに生きる取り組みの基礎となる広がりを持った問題であることの認識のもとに推進することが必要である。

人権教育が実効あるものとするためには、人々がそこで学んだ内容を知識・理解の段階で止めるのではなく、自分自身の行動原理や態度として身につけ、日常生活での様々な出来事を通じて人権問題について自ら積極的に考え、実践することを目標として人権教育を実施することが重要である。また、その発言や行動等が他者に受容されるために必要な技術・技能を併せて習得できるよう実施することが必要である。学習に関しては、学習者が人権の本質に迫れるように、指導者は、学習者の生活背景や心の内面等も含めて理解しなければならない。学習者の発達段階や心理状態にも配慮しながら、指導者と学習者がお互いのコミュニケーションを通してお互いに心を開き、学び合う人間関係づくりが大切である。また、人権問題を自分の生き方と重ねあわせ、自分自身が主体的に関わっていけるような学習を展開していく必要がある。このことは、学校教育だけでなく、社会教育においても、人権が尊重される社会の育成をめざさなければならない。

3 基本的な方向

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるためには、すべての人々が人権及び人権問題について正しく理解することやすべての人々に教育を受ける権利が保障されていることが必要である。また、人権尊重の精神の徹底を図るためには、すべての教育が人権を尊重したものとして行われることが必要である。このため、人権教育は、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進する。

(1) 人権及び人権問題を理解する教育

人々が、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、人権という普遍的文化の創造をめざすために、人権保障の歩みや人権についての考え方や同和問題をはじめ様々な人権問題及び社会の変化の中で生じる新たな人権問題について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である。

人々が人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害の行為者とならないことはもとより、他人の行為であっても興味本位にあおったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにならないよう、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題の解決のために積極的に行動する力を身につける必要がある。また、人権侵害が意図しない行為であっても、それが原因となって生起する場合もあることに留意する必要がある。

学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの子どもたちに自己肯定感（セルフエスティーム）を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利の主体であるという認識を育成することをめざして

人権教育を推進することが大切である。

また、社会教育においては、地域の人々が学習する中で様々な人権問題について理解が進むよう、学習機会の整備に努めるとともに、学習の手法については、知識伝達型にとどまらず体験・参加型学習を取り入れるなど、効果的に人権感覚・人権意識を高められるよう、工夫し充実を図る。

(2) 教育を受ける権利の保障

すべての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、すべての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、自己選択に基づく学習と進路の保障を図ることなどを通して、生涯学習の基礎となる力を育むことが必要である。また、すべての子どもが家庭事情や経済的な理由により進学をあきらめることなく、それぞれの夢や希望を実現するための多様な進路選択の支援を図ることが重要である。

このような人権としての教育は、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点に立つて推進するとともに、同和問題をはじめ様々な人権の課題についてそれぞれの状況に即して推進することが必要である。

近年、子どもの中には、将来に対する不安や社会のさまざまな変化の中で起きる過度のストレスにさらされ、また、いじめや不登校、荒れ等の生起から、自己実現の可能性を阻まれている現実もある。このことを深く受けとめ、それぞれの状況に即したきめ細かな対応に努める。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を適切に果たしながら協力・連携のもと、学力の向上と進路の保障を目指し、子どもの個性と創造性、自己肯定感を育み、学習意欲を喚起するよう努める。

同和問題においては、平成 14（2002）年の 3 月末の「地対財特法」の失効に伴い、同和地区、同和地区出身者のみに限定した特別措置としての同和对策事業は終了した。その間の取り組みとして、長期欠席・不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果は見られた。しかし、未だ差別事象も後を絶たない現状があり、差別事象が現存する限り、今後も、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取り組みを推進していくことが大切である。

男女の平等を実現するためには、性別にとらわれず、個性や能力が尊重され、多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、慣習などの中における女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識を払拭するよう、すべての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。

障害児教育においては、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障害者の自立と社会参加の一層の推進を図ることが重要である。

「共生社会」の実現をめざすために、学校教育の果たす役割は大きい。「交流及び共同学習の推進と相互理解」の推進意義を十分踏まえ、学校全体の課題として取り組まなければならない。自立と社会参加を図るため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を推進する。就学や進路の決定にあたっては、本人や保護者の意向を尊重し、情報提供及び条件整備等に努め、早期からの計画的な就学や進路に関する相談・指導を図る。

社会教育においても、障害者に対する理解啓発の推進に努めるとともに、障害者の参加や活動に配慮した学習機会の充実及びその情報提供等を図る。

在日外国人教育については、在日外国人に対する偏見や差別をなくすため、在日外国人の子どもたちの実態把握に努め、国際的な視野に立って、異なる文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながらともに生きる社会の実現をめざし、一人ひとりが将来の進路を自ら選択し、自己実現ができるよう適切に指導する必要がある。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める必要がある。

また、近年新たに渡日した子どもたちについては、日本語の習熟が不十分であるため、日常の学習活動に支障を来す者がおり、日本語習熟のための指導を行うとともに、さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要である。

(3) 人権が尊重された教育

人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取り組みを可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。

学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。

学校園においては、豊かな人間性の育成、確かな学力の定着、体力の向上などを通じて、「生きる力」を育む取り組みが進められており、学習指導においては、学習者である子ども立場にたって、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため、特色ある教育活動を展開し、個性と創造性を生かす教育の充実努めるこ

とが重要である。

集団づくりにおいては、様々な生き立ちや暮らしを抱えた子どもたちが、ともにクラスで生活することを通して、自己肯定感を育み、様々な葛藤や共感を経験する中で仲間の大切さを学んでいくことが大切である。

指導にあたっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに務めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との人間関係をつくり、違いを認め合う態度や集団と自己との調和を図る態度を育成しなければならない。

子どもの進路指導にあたっては、校種間を越えた連携を行うとともに、学校において指導体制を整備し、子ども一人ひとりの個性、能力、適正に応じたきめ細かな指導に務め、多様な情報提供と指導を通じて、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。

生徒指導にあたっては、子どもの自覚と自立を促すことを基本として、指導体制を整備することが重要である。また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ、教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。

差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とするとともに、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。また、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行う。また、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。差別やいじめを許さない仲間づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と態度の育成を図る必要がある。

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。また、生じた場合は、子どもの立場にたった適切な対応を行うことが大切であ

る。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等の様々な人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実する必要がある。

Ⅱ 施策の基本方向

1. 学校教育分野

(1) 学校園の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校園において、子どもたちの人権が尊重され、生きる力を育む学校園づくりに努め、教育活動全体を通じて人権教育が推進されなければならない。そのために、教育課程の編成や学校行事等のあらゆる教育活動が人権尊重の視点に立って実践されているか、また、子どもの教育を受ける権利が保障されているかということについて点検・調整する体制が必要である。

また、人権教育を計画的に推進するためには、人権教育推進計画の策定、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な推進、外部の研修会や研究会への参加を含めた教職員研修の企画立案等の機能を担う組織を設置し、校内の教職員が一致して取り組んでいくことが必要である。なお、このような担当組織の在り方については、各学校園の状況に即して工夫することが大切である。

(2) 教職員における人権尊重の理念の理解・体得

学校園における人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育諸活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要であり、教職員自らが絶えず研修と修養に励み、子どもと接する時の日常の姿勢が大切になってくる。

したがって、子どもたち一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度を持って指導するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分である。

学習に関しては、子どもたちが人権の本質に迫れるように、教職員は、子どもたちの生活背景や心の内面等も含めて理解しなければならない。子どもたちの発達段階や心理状態にも配慮しながら、教職員と子どもがお互いのコミュニケーションを通してお互いに心を開き、学び合う人間関係づくりが大切である。また、人権問題を自分の生き方と重ねあわせた学習を展開していく必要がある。

(3) 学校園としての組織的な取組みとその点検・評価

学校園において、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標の設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組みを組織的・継続的に行う。

各学校園では、こうした人権教育の取組みについて、学校園自らが点検・評価を行い、その点検・評価の結果をもとに学校園がそこから見える課題を分析し、保護者や地域の

人々に積極的に情報を提供し、意見等を聞く機会を設けるなど工夫する。

(4) 家庭・地域との連携及び校種間の連携

子どもたちに豊かな人権感覚を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる力を育成していくためには、学校とともに家庭や地域社会の役割が重要である。幼い頃から生命の尊さに対する感性を育んだり、身近な人々へのかかわりから基礎的な人間関係を形成していく資質を育む上で、家庭の果たす役割は非常に大きい。また、子どもが様々な人と出会い、体験を通して、多様な価値観に触れ、そのことを通して、他者への思いやりや他者を尊重する態度を育んでいく上で地域社会の果たす役割も重要である。したがって、ともに子どもたちを育てていくという視点に立ち、学校園の行事や総合的な学習の時間などを通して、保護者や地域の人々により一層、積極的に参観や参加してもらう機会を設け、地域社会の人材・能力を効果的に活用して、時代の変化に対応した人権教育を行っていくことが重要である。

また、人権教育を効果的に推進するため、各学校園の段階ごとの取り組みだけでなく、保・幼・小・中・高等学校などの一層の連携を行い、子どもたちの発達段階に配慮したカリキュラムを共同で開発したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組みを通じて、系統的・継続的な人権教育の実践に努める。

(5) 自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫

①子どもたちの発達段階に応じた内容・方法

学校園では、人権及び人権問題を理解するための学習が系統的に行えるよう、地域や子どもの実態を踏まえながら、教科及び特別活動等のカリキュラムの中に人権学習を位置づける必要がある。

まず、幼稚園及び小学校低学年段階においては、人権意識や人権感覚形成の基礎である生命の尊さに気づき、自己の存在や他者への共感を大切にす態度の育成に重点を置く。

幼稚園段階では、遊びや活動を通し、自ら健康で安全な生活を送る習慣を身につけ、進んで身近な人とかかわり、自然や社会へと視野を広げる中で、豊かな人権感覚の基礎となる自己肯定感や他人を大切にす心、さらに生命の尊さを受けとめる完成を育成し、基礎的な人間関係の形成に必要な資質を培うことを重視する。

なお、豊かな人権感覚を育成するためには、自己肯定感と他者への信頼感を培うことが、すべての段階において共通して重要であることを踏まえる必要がある。

小学校低学年では、幼稚園段階での目標に加え、集団や社会生活における人間関係づくりの基礎を育むとともに、集団生活のルールや社会規範について学ぶことが重要である。このため、家族・友人・地域社会等において、他者とのトラブルを解決するという経験を通して、他者の気持ちを共感的に理解したり、人を信頼することの大切さに気づいたり、違いの存在を認めるといった態度を育てることが必要である。

小学校高学年段階は、幼稚園・小学校低学年段階で培ってきた態度の上に、概念化・抽象的思考といった能力が高まる時期であることを踏まえ、子どもの人権、同和問題、男女

平等、障害者、在日外国人・国際理解、様々な人権問題について体系的に学習する。

また、憲法や子どもの権利条約等に規定される人権の考え方や権利と義務について理解するとともに、相手の立場にたって考え、他者への共感する心を持つことの大切さを学ぶことが重要である。また、子どもの状況に即した身近な課題に通じ、様々な人権問題が生起していることを理解し、人権侵害や差別の不合理さに気づくよう指導することによって、豊かな感性・人権尊重の態度の形成をめざす。

なお、人権問題は時代や社会の変化の中で、様々な要因の下に発生する可能性のある問題であることを踏まえ、新たな人権問題についても、各発達段階に応じ、適時、様々な人権問題として学習する。

中学校段階においては、基本的人権の具体的内容及び個々の人権問題の具体的な状況について理解するとともに、その解決に向けた積極的な態度形成に努める。このため、社会の多くの情報の中から必要な情報を集め分析し活用する能力や、社会の様々な差別や不合理を見極める的確な判断力、自分の意思や考えを正しく伝えることができるコミュニケーション能力等、技術・技能の習得も重要である。

さらに、この時期は、思春期にあたり心の揺れや屈折を経験しがちとなることを踏まえ、自己肯定感や仲間への信頼感を醸成するよう支援することが重要である。また、進路選択の重要な時期でもあることを踏まえ、自律的態度の育成、社会の一員としての役割と責任の自覚を促す指導が大切である。

② 効果的な学習教材の選定・開発

学習教材を選定・開発するにあたっては、学習教材の活用により子どもたちが自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、子どもの生活と重なり合わせた事柄を取り上げたりするなど、子どもの興味・関心等を生かすなどの創意工夫を行う。このような工夫をすることによって、身近な問題についての認識が深まり、人権問題と自らのつながりが見えてくることも考えられる。生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、技能を学ぶ教材など学習の目的に応じて多様に選定・開発する。

2. 社会教育分野

(1) 学習機会の提供

市民、保護者が学習活動を通して、様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、家庭や地域社会において、その解決に向けて取り組めるよう、人権問題に関する学習意欲を喚起し、自発的な学習活動を促進する。社会教育施設において、学習の機会を充実するとともに、学習機会の提供にあたっては、施設間のネットワーク化の推進を図るとともに、生涯学習・人権関係施設等の連携に努める。

(2) 学習を通じた社会参加支援

日常生活において読み書きの困難な非識字者や近年の国際化の進展に伴って、日本語の読み書きはもとより、社会生活を送るうえで必要な日本語会話が困難な外国人が増加しており、その対応が課題となっている。そのような人たちの学習機会の充実に努めるとともに、関係諸機関及びボランティア団体等とも連携し、学習活動に対して、情報提供や相談の充実を図る。

また、障害のある人や障害のない人がともに参加する機会や高齢者と他の世代が交流する機会など障害の有無、世代等を越えた交流や学習の機会の充実に努める。

(3) 自主的活動の促進

さまざまな学習機会を通じて、自主的なグループが形成され、地域社会における人権問題解決の取組みへと発展していくよう、指導者養成に努めるとともに講師や講座に関する情報等の提供に努める。特に、家庭が子どもの人権意識や人権感覚の育成に大きな役割を果たすことから、保護者等への研修会などの実施を図る。

地域社会を基盤として活動する社会教育関係団体は、それぞれの活動の中に人権尊重の社会づくりへの取組みが位置づけられるよう働きかけるとともに、人権及び人権問題に関する学習活動等について、講師、教材等の紹介をはじめ、積極的な支援に努める。

また、人権関係のNGOやNPO等各種民間団体の果たす役割が高まっており、その機能を活かす観点から、自主性を尊重しつつ、連携の強化を図る必要がある。

(4) 指導者の養成

人権教育の推進に当たっては、豊かな人権感覚と正しい知識に基づいて人権教育施策を実施できるよう、職員研修の充実を働きかけるとともに、先進的な学習事例や教材を収集し紹介するなど研修の充実に努める。各種団体が、人権の視点を踏まえた活動が取り組めるよう、指導者に対する研修の充実を図る。

また、人々の多様なスポーツ活動が、様々な価値観を持つ人々の交流と相互理解に役立つものとなるよう、人権感覚豊かな指導者養成の充実に努める必要がある。

(5) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもが、地域社会の中で、人々とのふれあいや様々な体験を通して豊かな人間性を身につけることができるよう、学校、家庭、地域が連携するネットワークを作るとともに、その活動を担う指導者の養成に努める。